

であった。つまり、二三二条による賠償原則の承認は、それを「正当化する論理としての戦争違法観の採用を意味するものであった」のである(大沼前掲書、四八頁)。

改めて整理するならば、ヴェルサイユ条約二三七条によるカイザー訴追は、「従来の国際法において支配的だった主権者無問責の観念を否認して元首の地位にある者を訴追した」ことにおいて大きな重要性をもち、さらに二三二条によつて「それが不正な戦争を開始、遂行したことに對する責任追及を合意することを連合国が公定解釈として確定」することになったのである(大沼前掲書、五七頁)。

日本も「勝者の裁判官」

こうして、歴史上初めて、国家元首が戦争の故にその責任を問われる国際法廷が開かれることになったが、現実にはカイザーはオランダに逃亡し、開廷されることはなかった。ちなみに、オランダはヴェルサイユ条約の調印国ではなく、何より「当地を国際紛争の敗者のための避難地とするという幾百年にわたる栄誉ある伝統に則り、諸国の要請に応え、前ドイツ皇帝を法と伝統の保護から解くことはできかねる」との立場で、引き渡し要請に応じなかったのである。

ところで、カイザーの訴追は「国際道徳及び条約の尊厳に対する重大な犯罪」というあいまいな根拠に基づくものであったし、戦争違法観への転換といつても、それを主張する側が「自分たちの戦争政策の違法可能性について肯定するかといえば、そうではない」という問題を孕んでいた。つまり、ヴェルサイユ条約の二三七条と二三二条は、まさに「勝者の裁判」という側面を色濃くもっていた

清水正純「人道に対する罪」の誕生(四九、五五頁)。

ところが日本政府は、「元首に対する問責」などについて「留保」を付しつつも、この条約に同意し署名したのである。従つて、二三七条が「当該裁判所は五名の裁判官をもつてこれを構成しアメリカ合衆国、大ブリテン国、フランス国、イタリー国及び日本国各一名の裁判官を任命す」と規定しているように、仮にカイザーを裁く国際法廷が開かれていたならば、日本は「勝者の裁判官」の一員としてカイザーを裁いていた可能性があつたのである。

とすれば、東京裁判を「勝者の裁判」として批判する場合、ヴェルサイユ条約に基づいて「勝者の裁判」の裁判席に日本が名を連ねていたことをいかに捉えるか、という問題に直面することになる。つまり、戦争に勝利した場合は「勝者の裁判」に与しながら、敗北した場合はそれを非難するのか、という問いかけへの答えが用意されていなければならない。

3 英語版「独白録」のゆくえ

裁判対策としての「独白」

『実録』によれば、梨本宮の逮捕指令に衝撃をうけた昭和天皇は一九四五年二月一日、「今般戦争犯罪人容疑者として拘置所へ入所予定」の同宮を招いて茶菓を供したが、その際に「米国の戦犯容疑者指定方針の不合理を指摘」した。また前日の一〇日には、やはり逮捕指令をうけた木戸幸一を招